

神司発甲第255号
令和7年9月22日

法務省民事局参事官室 御中

神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志
横浜市中区吉浜町1
電話045-641-1372

メール jimukyoku@shiho.or.jp

「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見

神奈川県司法書士会は、民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に対し、以下のとおり意見する。

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を満たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音・録画等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。

② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）（注4）（注5）。

③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。

④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注６）（注７）。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

【意見趣旨】

甲１・甲２案に反対し、乙案に賛成する。

【意見の理由】

甲１案・甲２案について

手続きが煩雑に過ぎ、多くの遺言者にとって利用困難または利用するメリットが少ないと思われる。

甲案については、遺言の保管場所が特定されていないため未発見の遺言が存在する可能性が増すことが考えられ、相続手続きの安定性を損なう恐れがある。

また、現行の遺言制度の現状を鑑みるに、甲１案における証人の存在は真正性・真意性の担保において大きな役割を果たすとは考えにくく、さらに録音・録画についても昨今のＡＩにおける映像生成技術の発達を考えれば、将来においてどれだけの効果があるか疑問がある。このことは甲２案の注７においても述べられているが、デジタル技術の進歩の速さを考えれば、省令で時代に即した適切な細目を極めて頻繁かつ迅速に定める必要があり、実現性に疑問がある。

乙案について

公的機関が遺言を保管することで、遺言作成後の改ざんの恐れがなくなる。また、遺言が発見されない可能性も低減でき、手続きの安定にも寄与すると考える。

また、デジタル技術の活用という趣旨に鑑みれば、オンラインを原則とし、オンラインで完結可能な制度とするのが望ましい。そのため、保管申請をウェブ会議で行う方法については原則として認める方向で検討すべきである。

甲１・２案と比較して手続きが煩雑でないとはいえ、本案の採用にあたっては、市民が制度を利用しやすいよう、遺言の作成および公的機関への保管申請を行うためのアプリ開発や、ウェブ会議のシステムを構築すべきと考える。

丙案について

賛否については述べないが、採用する場合には現行の自筆証書遺言書保管制度との類似性によって混乱が生じないように、両者の統合等も含めた制度の改正を検討すべきである。

２ 保管制度の在り方

本文１において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする（注１）。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注２）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

（注１）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

（注２）自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとして考えられる。

【意見趣旨】

（１）ないし（４）に賛成する。

【意見の理由】

既存の自筆証書遺言書保管制度と同様の制度設計とするのが妥当であり、その保管機関も法務局とすることが望まれる。また、情報処理システムの整備については、従前の自筆証書遺言書保管制度により保管された遺言書データと一元的な検索を行うことができるように整備することに賛成である。

３ 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

(1) 保管制度の対象としない場合（本文１の【甲１案】及び【甲２案】の場合）

遺言者が作成日（真実遺言が成立した日）を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合（本文１の【乙案】及び【丙案】の場合）

公的機関が保管を開始した日を記録する。

【意見趣旨】

(2)に賛成する。

【意見の理由】

デジタル技術を活用した遺言においても、日付の重要性は変わらず、デジタルファイルに公的機関による保管開始日が記録される以上は、その日を遺言の作成日として扱い、記録することが合理的であると考ええる。

また、より正確な記録を残すためには、日付に加えて時刻も併せて記録すべきである。デジタル技術を用いれば、このような情報の記録は容易に行え、これにより、同一日付のデジタル遺言が存在した際にその優劣が明らかとなる。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条（遺言の撤回）、第1023条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第1024条後段（遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制）を適用するものとし、同条前段（遺言書の故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 公的機関における保管を要件としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄による撤回を認めないものとする（注）。

（注）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けない（民法第1024条前段を適用する。）ものとする（注）。

（注）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの要否について、引き続き検討する。

イ 公的機関における保管を要件とする場合（本文1の【乙案】及び【丙30案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする

（注）。

（注）当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとする考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

【意見趣旨】

加除その他の変更について、賛成する。

撤回について、C案に賛成する。

【意見の理由】

加除その他の変更について

デジタル技術によって作成された遺言には、遺言の加除や変更は馴染まない。

撤回について

民法1022条による遺言の撤回では、作成した遺言の情報は引き続き保管されることになるのに対し、一度作成した遺言であってもその内容を他者に知られたくないとする需要は確実に存在すると思われる。よって遺言の撤回ではなく、遺言保管の申請の撤回の制度を別に設ける必要があると考える。ただし、遺言保管の申請の撤回は、遺言の撤回と同等の効力を有することになるため、簡易な方法によるべきではなく、保管申請と同程度の確認を要するのがよいと考える。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

【意見趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

自筆証書遺言は迅速かつ簡便に作成できる利点があるが、同時に遺言の内容が遺言者の真意から出たものであることが担保される必要がある。本文の自筆を求めることで遺言の真正性・真意性が担保できると考える。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更の際しての押印要件（同条第3項）を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- ・押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合などを定める考え方もある。

【意見趣旨】

乙案に賛成する。

【意見の理由】

押印は古くからある慣習であり、そこまで手間がかかるとは捉えられないであろうし、一般的に広く馴染みがある。また、押印は遺言書が数葉にわたる場合の一体

性を担保する方法として有効であり、一般的な慣習として文書の完結機能も有することから、少なくとも現時点で不要とする理由はないと考える。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

【意見趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

秘密証書遺言は利用件数が少ない。また、遺言の内容を秘密にしたまま、公証人がその存在を証明し、遺言者自らが保管する制度であることから、デジタル技術を活用した方式よりも紙媒体で作成して封印する現行の方式のほうが秘匿性が高いと考える。そのため、デジタル技術を活用した新たな方式は不要である。

2 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。

(2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項において準用する同法第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
などを定める考え方もある。

【意見趣旨】

甲案に賛成する。

【意見の理由】

遺言者本人による遺言書作成の事実を公的に証明する強力な手段である公証人による押印要件を維持することにより、封筒と内容物である遺言書の一体性も担保されるため、遺言者及び証人による押印は、必須の要件ではないと考える。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

2 作成方法の規律

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

（後注）甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録によって作成することとし、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認した旨口述すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

【意見趣旨】

甲案及び乙案に賛成する。（後注）については反対する。

【意見の理由】

死亡危急時という緊急時においては、遺言者がとりうる方法をできるだけ認めるべきであり、一つの方式に限定することは相当ではない。

甲案及び乙案について、現行と同様に家庭裁判所による確認の手続きをもって真意性を確認する前提であれば、いずれの案も現行の方式と比較して適切であると考ええる。

（後注）については、遺言が文字化されないことにより、執行の段階で混乱を生じ、遺言内容の実現が困難になる懸念がある。

以上